次の公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年5月29日

富士市立高等学校 校長 櫻井 祥行

1 概要

- (1) 物品名富士市立高等学校(新)体操服等
 - ①ジャージ (上)
 - ②ジャージ (下)
 - ③長袖シャツ
 - ④半袖シャツ
 - ⑤ハーフパンツ
 - ⑥体育館シューズ
 - ⑦個人ネーム
 - ⑧水泳帽
 - ⑨柔道衣
- (2) 仕 様 「富士市立高等学校 (新)体操服等仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで 但し、双方の合意があれば契約期間の延長をするものとする。

2 参加資格

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- ③ プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る 指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に 基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執

行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者

- イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している と認められる者
- オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を 有していると認められる者
- ⑤ 体操服等の製造設備を有し、自ら製造を行う会社であること。
- (2) 参加条件
- ① 新しい体操服等を令和7年度に富士市立高等学校に入学する生徒へ納入可能であること。
- ② 富士市立高等学校の地域性や運営方針を理解し、企画・製造・販売・アフターフォローに責任を持って携われること。
- ③ 継続性のある製品を納入できること。
- ④ 販売方法等について、できる限り富士市内の販売店と連携するなど保護者等が購入 しやすい環境を整えられること。
- 3 公募型プロポーザル実施要領等の交付
 - (1) 交付期間 令和6年5月29日(水)から同6年6月7日(金)まで
 - (2) 交付書類
 - ア. 富士市立高等学校 (新)体操服等選定プロポーザル実施要領
 - イ. 富士市立高等学校 (新)体操服仕様書
 - (3) 交付方法 富士市立高等学校ウェブサイトからの入手を原則とする。 なお、富士市立高等学校ウェブサイトの URL は、次による。 https://fu.ji-ichiritsu.jp/
- 4 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和6年5月29日(水)から同年6月3日(月)まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 受付方法 質問書に記入の上、電子メールで送付すること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。 メールアドレス <u>ky-ichiritsu@div.city.fuji.shizuoka.jp</u> 電話番号 0545-34-1024 (直通)

- (3) 質問回答日 令和6年6月5日(水)
- (4) 回答方法 富士市立高等学校ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、富士市立高等学校 (新)体操服プロポーザル実 施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和6年5月29日(水)から同年6月7日(金)までの午前8時15分から午後4時45分まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 提出先 富士市立高等学校 事務室
- (3) 提出方法 持参(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)又は郵送(提出期限までに必 着のこと。)
- (4) 提出書類 富士市立高等学校 (新)体操服等選定プロポーザル実施要領による。

6 手続日程

- (1) 令和6年5月29日(水) 公告
- (2) 令和6年6月3日(月) 参加表明に関する質問書提出期限
- (3) 令和6年6月 5日(水) 参加表明に関する質問回答日
- (4) 令和6年6月7日(金) 参加表明書等の提出期限
- (5) 令和6年6月12日(水) 参加資格確認結果通知
- (6) 令和6年6月17日(月) 企画提案書等に関する質問書提出期限
- (7) 令和6年6月21日(金) 企画提案書等に関する質問回答日
- (8) 令和6年6月28日(金) 企画提案書等提出期限
- (9) 令和6年6月28日(金) 参加辞退届の提出期限
- (10) 令和6年7月 2日(火) プレゼンテーション及びヒアリング
- (11) 令和6年7月上旬 審查結果通知
- (12) 令和6年7月中旬 契約

7 その他(留意事項)

- (1) 参加表明書、企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書、企画提案書が提出されない場合は、無効とする。
- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 公平を期するため、本公募型プロポーザルの評価者、参加者等についての質問は一

切受け付けない。

- (6) 参加表明書及び企画提案書提出後において、記載された内容の変更を認めない。
- (7) 特定された企画提案書の内容は、原則として履行するものとする。ただし、学校と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。
- (8) 本プロポーザルは、最も評価の高い企画提案書の提出者を特定することを目的に行うものであり、実際の契約手続は別に行う。
- (9) 詳細は、上記3により交付する富士市立高等学校 (新)体操服等選定プロポーザル 実施要領等に定めるとおりとする。